

曼殊院本『出家作法』の問題

——良忍作と推定することに関して——

白 土 わ か

はじめに

曼殊院本『出家作法』を良忍上人の作であろうと推定するのは、同本内題「出家作法」の右に記された、

永久年中依一条阿闍梨詔所令抄出給也

という添書きと、本文中の

初相伝ノ戒者奉始自盧舍那如来至于某次第相伝タルコト十九代也

今随某受之給フ相と当リ第廿代ニ（下略）

という記載とを直接の根拠とし、それから敷衍していった推論である。

即ち、添書きの「二条阿闍梨」を三昧阿闍梨良祐に、本文中の「第十九代」を良忍に当てて推測していったのであるが、しかし、曼殊院本『出家作法』（以下、曼殊院本と略称）のような、高貴な身分と思われる女性の為に用意された出家作法を、良忍の作と推定することについては、異論も起りそう

曼殊院本『出家作法』の問題（白 土）

である。それは、従来、良忍には著作がないとされてきたことであり、又近頃は、良忍を勸進聖的な存在として把握しようとする傾向があつて、そのこととは対蹠的なものがあるからである。これらのことを念頭におきながら、良忍の存在像を理解すべく、曼殊院本にあらわれた二三のことから手がかりに考えてみたい。

一

曼殊院本を見て気付くことのひとつに、その出家受戒者に対して、「女大施主」とか「比丘尼女大施主」とか、「施主」という呼称を用いているということがある。一般には「信心弟子」又は「弟子」と呼ぶはずのところを「施主」と呼ぶのである。「弟子」という場合には「如来の御弟子」といつてゐる。当の出家受戒者の一族に対しても「一家の諸大施主」と呼ぶのである。その上、曼殊院本には極めて敬語が多い。

「如来の御弟子と成り給ふ」とか、「正しく戒を授け奉る」といった類である。これらのことは何を意味するものであるうか。それはひとつには、この出家受戒者が身分の高い、しかも女性である、ということにもよるであろう³⁾。又、出家受戒者の立場によって、儀礼面に於て顧慮がなされるべきことについては、青蓮院に伝来された鎌倉時代の記録、『戒集』にも見えるところである。それによると、法皇・大臣・尋常の人々・女院及びそれ以外の人々の出家については、

已上先入道尼等出家作法出世法則、常法則相違敷事可存之

次常出家六種様、入道尼等八種様、各々旧記等尋出之、尤可令存事也

と記し、身分立場における出家作法の相違と、旧記録を尋ね出してこれを存知すべき旨を述べている。その相違とは、身分立場という附帯条件に対する儀礼上のことである。出家作法の本質にかかわるものでないことは、『戒集』にはまた、

已上入道尼等出家作法ノ出世法則、常法則不可有相違之由

という、前の文章とは一見矛盾したような文面からも推測されるところである。

ともあれ、曼殊院本における数々の敬語の使用も、以上のような点からの配慮によるものであろう。しかし、曼殊院本のもつ性格は、単にそれだけにはとどまらないように思われる。それは前述のように、当の出家受戒者を「女大施主」等

の「施主」を以て呼んでいる点である。この「施主」を檀越の意味に直ちに理解するなら、この出家希望者は、授戒者たる僧にとつて、何らかの物質的援助を行なう立場に立つ人であり、この僧はまた何れの意味にせよ、その施を受ける側にあり、この関係が成り立つ。そして施主でありつつ、その僧の弟子となつてそのもとで受戒するわけである。逆にいえば、何らかの施を受けつつ、かつその師僧であるということになる。これが曼殊院本作者の立場である。

さて、「施主」ということばの用例を、曼殊院本が作成された平後後期を中心に拾ってみると、たとえば「法隆寺一切経」の印をもつものの中に、

申日兒本經一帖

(奥) 永久三年^{歲次乙未}七月十日書写畢、勸進僧^{賢勝}施主目安里住人清

原安清結義所生愛子為息災延安穩、法界衆生平等利益也(便宜上圈点を付す)

とあり、又同じく

大方広入如来知徳不思議經一卷

永久四^{歲次丙申}二月十四日法隆寺一切経内書写了、勸進聖人沙門勝賢偏為施主等内蔵姉子(中略)現当二世所願成辨也(下略)

と見えており、法隆寺に一切経を具える為に僧勝賢の勸進によって施主となつた人々が、その事業を助けたことになる。施主は家族または自己の現当二世安穩を願つてのことであ

る。この施主となるのはまた、必ずしも在家者に限ったことではなく、出家者であった場合もあり、満願寺の大般若経について、

(巻五六七奥) 永久三年^{歲次乙未}七月廿三日(中略)

此帙料紙奉加施、主僧快順、結縁筆取僧永深。

と記されているのである。

更に、平安末期頃に多い経筒銘文に例をとると、埼玉県利仁神社境内経塚出土の経筒銘には

勸進聖人、善義大徳、壇越、応順大徳、女施、主橋氏、建久七年(下略)

とあり、熊野山塚出土の保安二年十月に大般若経六百卷納経のさいの経筒銘文には

願、主沙門良勝、壇越、散位素親任¹⁹

となつてゐる。秋田県松岡経塚出土の経筒銘文には、

寿永三年(中略)大勸進僧、大壇、主尼殿、結縁之衆僧仲西、又僧永等²⁰

と記されているのである。この他にも例は多いが、これらのことから類推されることは、寺院もしくは経塚に写経を納入するにさいして、僧が勸進し又は願主となり、施主はそれを援助する立場にあるということになる。このときの僧の役割りは勸進者であり、または願主であるが、その勸進というこのの意味内容については、この場合に限らず、何を何の為に勸進するののか、幅広い内容に於て理解すべきものと思われ

る。

さて、曼殊院本の作者を本題のように良忍と推定するとき、前の用例に関連して想起されるのは、粉河経塚出土の経筒銘文である。清原信俊の勸進になる法華経書写に良忍も参画しているのである。その銘文は

奉納妙法蓮華経一部八卷

天治二年九月五日癸酉助教清原信俊勸進、六口大法師^{勝尊良忍}

四七日間於芹生別所如法如説奉書写畢、是依為靈驗所奉埋粉川^{勝胤賢俊開寛}

宝前也、願以此善根生兜率内院血縁衆僧共值遇慈氏尊、法界衆

生平等利益 敬白²¹

となつてゐるが、清原信俊は『本朝新修往生伝』(仁平元年・一一一年編)によれば、壮年の時より篤く三宝に帰し、大原山寺に於て毎日衆僧を供養し、又、とくに数十人の僧侶によつて如法経を書写し、更に法華経一千部を写して、所々の名山靈寺に送つたという。仏教に心を傾けた大儒清原信俊の事業に、大原の衆僧の一人として良忍もそれに参画したのであることは、粉河経筒銘文がそれを物語っている。そしてそれが、芹生別所に於て行なわれたことは、大原別所一帯の聖たちとの交流があつたことを示しているが、しかしなお、良忍を直ちに勸進聖であつたと規定するのは早いようである。粉河経筒銘文に良忍の次に名前が出てゐる忍昭については、密教関係の書写本にその名前を見ることができし、大原や芹

生一帶の諸々の僧の参加が思われるのである。良忍は大原別所に入つて以来、聖に近づいていったであらうと思われ、鞍馬寺焼亡後の勧進にもたずさわつたことであらう。しかし、それは良忍の宗教活動の一部であつて、良忍という人は、多角的な仏教を身につけていた人なのである。それ故にこそ、良忍自身の中で、それらが融通されねばならなかつたのではないかと思われるのである。

これらの点について再考する為に、粉河経筒銘文をもう一度ふりかえてみたい。それは「清原信俊勧進六口大法師」の読み方についてである。これは、清原信俊が六口大法師(良忍)を勧進したのであつて、清原信俊と勧進六口大法師と並列的に読まれるは適當ではない。即ち、良忍たち六人の大法師を勧進大法師と読むべきではないということである。それについては、同じく清原信俊が、粉河に埋経する五年前(保安元年・一一二〇)に亡き両親の為に、四人の法師に誂えて法華経や弥勒経等を書写して埋経した鞍馬寺出土の経筒銘文と照らし合せて考えられるのである。銘文には

保安元年九月十一日、主税助兼助教清原真人信俊誂、請四口大法師重怡賢安 賢俊禅意十箇日内如法如説奉書写畢、過去二親共生仏前常聞此経乃至法界衆生平等利益 敬白¹⁹

とあるが、この文面では清原信俊が四口の大法師に「誂え請うた」ことになっている。これが粉河経筒の「勧進」に相応

する。清原信俊が勧進したのである。勧進の意味については、幅広く考えるべきであらうと前にも述べたが、「すすめる」「依頼し用いる」等の意味にここでは使われていることになる。この二つ銘文の読みにこだわつたのは、この文面から良忍を直ちに勧進聖として把握する向きもあるのではないかと考えた故である。

良忍が清原真人のすすめにより法華経を書写していたことは事実であるが、また一方、良忍は自ら如法経書写に心を入れていたのであつて、『後拾遺往生伝』巻下には

或者写如法経六部廻向自他

とあるし、又、『魚山叢書』中の『供養如法経式』の奥には

如法懺法其後常樂院法印奉問良忍上人被書之……道雲²⁰

とみえている。常樂院法印とは良忍の弟子の家寛であるが、如法経供養について良忍に問うていることが知られる。『如法経供養式』なるものは別に青蓮院の『門葉記』八一にもあつて、奥には、

建久八年二月日以金剛寿院座主自筆本書²¹

とあり、良忍関係の本とは別本であるが、ともあれ、如法経供養という儀礼面に於て秀でていたことを示すものである。良忍が儀礼作法に秀でいた例としては

如法懺法所作 良忍上人授訓 文政五年真超写²²

というのがあるが、これは如来蔵の

の異本であるが、如法儀法にしても良忍は一家言の持主であったことが知られる。又、良忍には『略布薩作法』があることが知られたし、良忍以後の来迎院では自容作法が行なわれていた事実⁽²⁰⁾に徴しても、良忍が戒律や声明その他の儀札作法に通じていたことがうかがえよう。

さて、曼殊院本にあらわれた「女大施主」とは、授戒者たる僧にとって施主であり、かつ弟子である関係にあるが、これを『古事談』（建曆二・建保三・一二二二―一五成立）三の説話に徴してみると、大原の良忍のもとに、止観を読む為につねづね通っていた白川院女房尾張局が、良忍上人の権者なることに感じて遂に良忍のもとで出家し、大檀越となつたといふのである。『古事談』は

件女房遂出家住大原、為来迎院之大檀越云々

と記している。この女房と曼殊院本の出家者とは同一人ではないが、そこには似通うものがある。『古事談』の説話は単なる話ではなくて、良忍の身辺の事情を伝えるものではないかと思われるのである。この話は『十訓抄』や『元亨釈書』の良忍伝に受けつがれてゆくが、説話のもつ真実性がみとめられるようである。曼殊院本の出家者もまた、良忍のもとで出家し、かつ施主であつたが、このことは良忍の立場を自づと示しているといえそうである。

又、良忍の孫弟子に当り、来迎院長老第三世でもある本成房湛敬は、大原に隠棲した建礼門院の戒師であつたが、良忍以来、そのような基盤が来迎院にはあつたのであろう。

曼殊院本の「施主」について述べるべく、紙面を費してきたが、要は、前に引用した例のように、施主を勧進僧との対比でみるのか、『古事談』の説話のように、信者であり弟子である檀越としてみるのかの何れかであるが、今は後者をとりたいのである。但し、念仏勧進の施主とみる見方がなり立つか否かは、改めて考えてみなければならぬ。

二

曼殊院本に見られる特徴はまた表白の中にもあらわれている。即ちその冒頭に

謹敬蓮華台上摩訶毗盧遮那如来千花千百亿德國諸釈迦牟尼仏西方極樂化主弥陀種覺

とあるが、蓮花台上の毗盧遮仏や釈迦仏が見えるのは通途のこととして、次に弥陀種覺があらわれてくるのである。続いて梵網心地戒品が出てくるが、法華は出てこない。これらは曼殊院本のひとつの特徴である。紙面の都合上、他の例を省略するが、梵網のみが出て法華が出ていないという点からするなら、伝えられるように梵網尊重は光定流であり、法華正依は慈覚流で、良忍はその双方を受けており、曼殊院本は光

定流ということになる。しかるになお、弥陀種覚が表面に現われてくることと、梵網のみが出てくることに曼殊院本のもつ戒の思想性があるように思われるのである。尤も表白文の「弥陀種覚」の下に「随事可改之」という但し書きがついているが、これが曼殊院本が二条阿闍梨の詔によって抄出されたという事情から、他者に対する配慮であつて、曼殊院本の作者——良忍と推定するわけであるが——の信仰がよみとれるのではないかと思ふのである。曼殊院本が作られた永久年中頃は、良忍の浄土教信仰が確立していた頃であり、その戒律と弥陀信仰とは通うものがあつたものとみられる。山上戒全師は良忍の戒と念仏について、山門円頓戒の慈覚・光定両流を受けた良忍の戒は、融通念仏直授後はその根本用心が變つたとし、性徳自爾の梵網心地戒は、法性の体用が全く念仏となつた融通念仏とは、法性体用の顕現である点で一致するとされているし、又、融通念仏宗の『血脉譜』には、

自己本有成仏之十念³⁸

と記されている。曼殊院本の戒はまた、

自性清淨ノ真如ノ性戒凡聖悉クニ備タルナリ然則於此ノ本有常住ノ性戒（下略）

という自性清淨本有常住の性戒である。安然の『普通広釈』より導き出された、天台本覚思想を基盤とする戒思想である。

曼殊院本に良忍の戒思想の円熟を見るとするならば、その念仏が自己本有の体用の顕現と見られることに一致し融通するのであろう。

以上、曼殊院本にみられる「施主」についての考察は、施主即ち檀越を持ちながら仏教活動を続けていたことを示し、又、曼殊院本の弥陀種覚は浄土教を示し、同時にその戒は本有常住の日本天台の系譜の展開であることみた。この考察は、逆に、曼殊院本の作者を良忍と推定することにも資するものと考えるが如何であろうか。（二の項については、紙数の関係上、簡略に記述した。）

- 1 くわしくは、拙稿「良忍上人と曼殊院本『出家作法』」（『良忍上人の研究』所収）を参照して頂ければ幸いである。
- 2 真如藏本、法勝寺流『出家作法』その他。
- 3 『源氏物語』手習の巻における浮舟出家についての僧都の用語にもそれがみえる。
- 4 『門葉記』一一三所収（『大正藏經』圖像部二一、一四〇頁）。たとえば、『殿曆』嘉承二年九月廿一日、中宮篤子出家の記事に、当時大皇太后宮御出家例として、「御仏不懸不置梵王經」といったことがみえる。（大日本古記録殿曆二、二二四頁）。
- 6 『平安遺文』題跋編一六九頁。東京国立博物館蔵。
- 7 同 一七一頁。法隆寺蔵。
- 8 同 一六八頁。
- 9 『経塚遺宝』銘文集四八五頁。東京国立博物館蔵。

11 同 四八一頁。同

12 同 四六二頁。奈良国立博物館蔵。

13 西教寺蔵『大日経義釈』(奥)「天治元年十一月十二日移点了
……忍昭」。

如來蔵『金剛頂大教王経疏』(奥)「大治六年正月移点了……
忍昭」。

同 『護摩別出要文』(奥)「二三交了 忍昭……」

(以上、『天台書籍綜合目録』による)

14 『経塚遺宝』銘文集、四八五頁。

15 『天台書籍綜合目録』九〇〇頁。

16 『大正蔵経』圖像部一、六三五頁。

17 『天台書籍綜合目録』九〇八頁。

18 同

19 小寺文顯「良忍上人作『略布薩次第』の研究」(『良忍上人の
研究』所収) 参照。

拙稿「良忍上人と曼殊院本『出家作法』」(『良忍上人の研究』
所収) 九四頁参照。

20 『門葉記』九七、建保三年慈胤の記録(大正蔵経圖像部二二、
五七頁a) 参照。

21 『吉記』元暦二年五月一日の項(補史料大成30『吉記』二、
一四四頁)。

22 「融通念仏教義概説」(『日本宗教大講座』所収) 三三頁参照。

23 杉崎大慧「融通念仏宗の血脉」(『良忍上人の研究』所収) 一
五五頁参照。

(大谷大学教授)

曼殊院本『出家作法』の問題(白土)

掲載されなかった諸氏の発表題目(三)

有部における異熟因説について 三友健容(立正大)

僧祇律考II 佐々木理信(地方公務員) 摩訶僧祇律の

梵本について 平川彰(早稲田大) 初期大乘の親近善

知識について 氏家覚勝(高野山大) 妙法華「仏種從

縁起」に就いて 千明東道(立正大大学院) 楞伽經の

一乘説について(1) 清水要晃(法華経文化研究所) 龍

樹五部論について 渡辺章悟(東洋大大学院) 般若灯

論広註に引証される経論と外説名 古坂紘一(大阪教育

大) 中論の論理について 里見泰穩(身延山短期大)

宝性論の三身説について 才川雅明(東北大大学院)

瑜伽論における随煩惱(II) 末木康弘(霊友会図書室)

『雑阿含』と『瑜伽論』撰事分 向井亮(北海道大) 唯

識思想成立の前後をめぐって 阿理生(九州大) 唯識

思想にみる菩薩道の意義について(1) 小林繁(大阪大

学院) 証相の認識について 大前太(九州大大学院)

三性説と時間 大崎昭子(花園大) 三性説と Vināpiti

芳村博実(龍谷大) ラトナーカラの経量部説批判 海

野孝憲(名城大) 大乘莊嚴経論第十四章の研究 小谷

信千代(大谷大) 金光明経の一考察 荒木良道(大正

大総合仏教研究所) 十住毘婆沙論に於ける大乘につい

て 岡本嘉之(東洋大東洋学研究所)